

第3次鳴門市男女行動計画 (鳴門パートナーシッププラン Ⅲステージ)

令和6年度 実施状況報告書



鳴門市

1. はじめに

1999年に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題として位置づけられています。

我が国の現下の情勢をみると、少子高齢化と人口減少の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大等をきっかけとした生活環境や経済状況の変化等、これまでの社会構造が大きく変わりつつあります。このような状況において、社会の持続的な発展のためには、一人ひとりが、互いに人権を尊重し、多様性を認め、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することがより重要となっています。

男女共同参画に関する国際的な動きをみると、1975年に国連が女性の社会的地位の向上をめざして宣言した「国際婦人年」を契機に世界が大きく動き始め、2020年3月には、第64回「国連女性の地位委員会」がニューヨークの国連本部で開催されました。国連事務総長の声明では、ジェンダー平等に関するSDGs（持続可能な開発目標）のゴール5を達成し、北京宣言及び行動綱領の更なる推進をめざすことが宣言され、男女平等に向けた取組が積極的に進められています。

こうした国際社会の動向の中で、我が国では、2015年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立し、2020年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。また、多様な働き方を選択できる社会の実現を目指して、2018年6月には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）が成立するなど、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組は新たな段階に入っています。

しかしながら、2024年6月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」においては、我が国は146カ国中118位と、主要7か国（G7）の中で最下位と不名誉な状態となっています。特に政治分野と経済分野における男女間の格差は深刻と言わざるを得ない状況であり、男女共同参画において取り組む課題は依然として多いと考えられます。

本市においては2016年1月1日に「鳴門市男女共同参画推進条例」を施行しました。また、2011年3月に第2次鳴門市男女行動計画「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」を策定し、変化する社会情勢や人々のライフスタイルを勘案しながら、男女共同参画施策を計画的に実施してきましたが、計画期間の満了に伴い、2021年3月に令和3年度を初年度とする第3次鳴門市男女行動計画を策定し、同計画に基づき本市の男女共同参画社会の形成に向けたさまざまな施策を推進しています。

本書は、同条例第15条で規定する年次報告として位置づけ、3つの基本目標を実現するための事業について、令和5年度における事業評価および重点目標である「審議会等の女性登用率」の状況をとりとまとめており、これをもって男女共同参画の進捗状況の把握に努め、PDCAサイクルを意識し、今後の施策へ反映していくものです。

2. 第3次鳴門市男女行動計画の基本理念と基本目標

本計画は「男女共同参画社会基本法」を根拠法とし、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置付けます。また、国や県の男女共同参画基本計画及び本市の「第六次鳴門市総合計画後期基本計画」をはじめ、本市の関連計画との整合性に配慮して策定しています。

計画期間 令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間

※なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

〈 基本理念 〉

共に認め合い 支え合う 誰もが笑顔で輝けるまち なる

基本目標① お互いを認め合うまち なる

男女共同参画意識の更なる醸成に向けて、その基盤である人権を尊重した意識づくりを引き続き推進するとともに、社会通念や慣習、しきたりの見直しなど意識の改革を促進します。また、男女共同参画の視点に立った教育や保育を推進するとともに、家庭や地域においても、生涯学習などを通じて、多様な学習機会の充実を図ります。

基本目標② 誰もが活躍できるまち なる(女性活躍市町村推進計画)

社会のあらゆる政策・方針決定過程の場において、女性の登用・参画を促進するとともに、女性のキャリア形成等能力発揮の支援に努め、人材の育成と活躍の促進を図ります。

働く場においては、誰もがそれぞれの個性や能力を発揮しながら自分らしく活躍できるよう、男女間の格差の解消や労働条件の改善など、企業等に対する男女共同参画への取組を推進します。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた取組を促進し、男女が共に家事や育児、介護に参加することができる環境づくりや子育て支援、介護支援の充実に取り組みます。また、地域活動や防災活動、国際活動における男女共同参画を促進します。

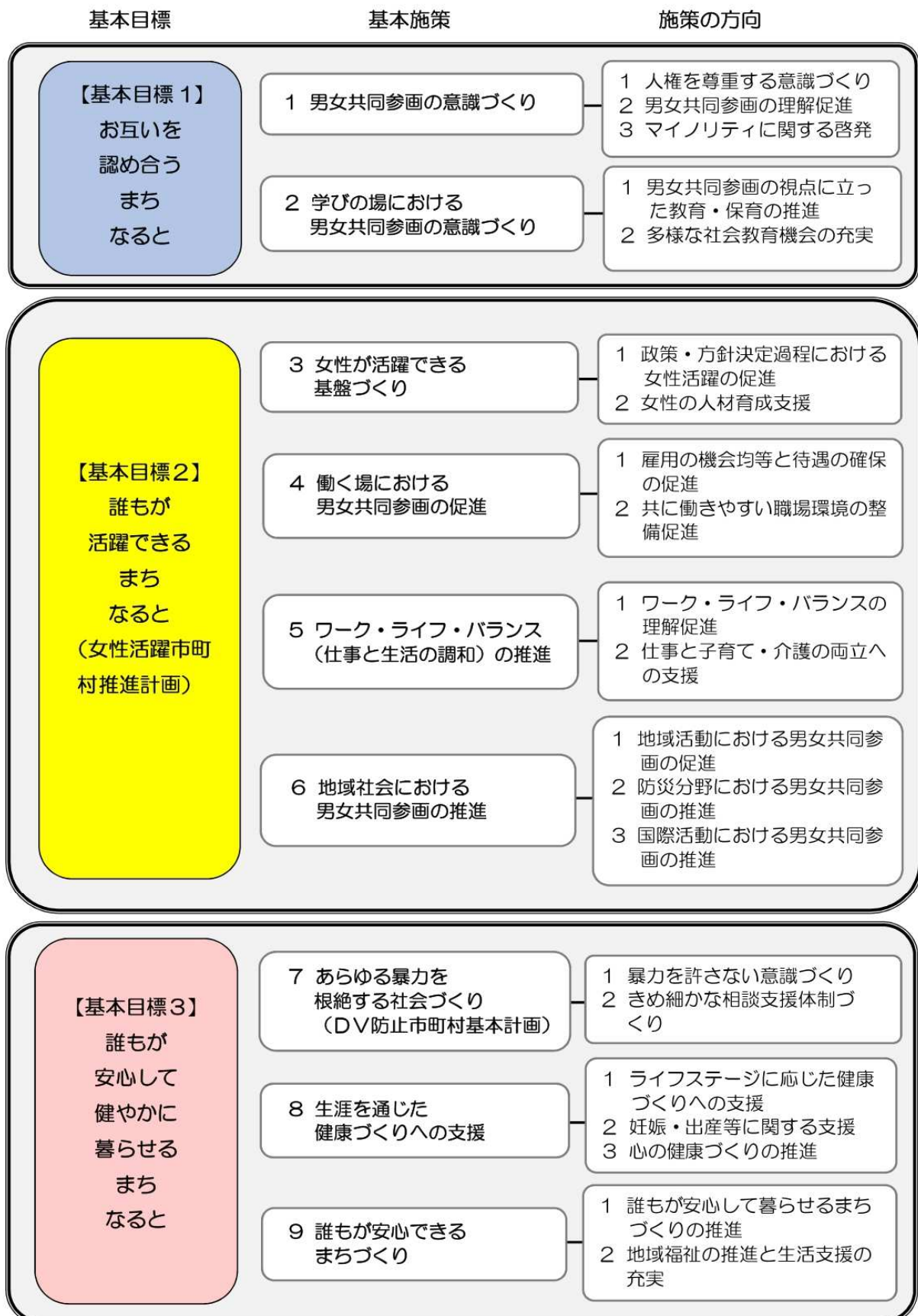
この基本目標②に係る取組は、「女性活躍推進法」に基づく「女性活躍市町村推進計画」として位置付けます。

基本目標③ 誰もが安心して健やかに暮らせるまち なる

さまざまな機会を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。これらに関連する取組を「DV防止法」に基づく「DV防止市町村基本計画」として位置付けます。

誰もが生涯にわたり健やかに過ごせるよう、健康づくりへの支援や妊娠・出産等に関する支援を促進します。また、地域共生社会の考え方に基づく地域福祉を推進し、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざします。

3. 第3次鳴門市男女行動計画の施策の体系



4. 事業評価方法と基本施策の方向

【事業評価方法】

第3次鳴門市男女行動計画は、市政のあらゆる領域に及び、推進にあたっては全庁的な取組を必要とするものです。このため、全事業について事業担当課による事業評価を実施し、取組の進捗状況や今後の課題について把握し、今後の施策へ反映していきます。

- A：取組目標を達成できた
- B：取組目標をおおむね達成できた
- C：取組目標をあまり達成できなかった
- D：取組目標を達成できなかった

【基本施策の方向】

基本施策1. 男女共同参画の意識づくり

一人ひとりが「個」を大切にしながら相手を思いやり、認め合いながら人権を尊重する社会の実現に向けてさまざまな啓発活動に取り組むため、多様な媒体を活用した啓発や情報の提供を行い、男女共同参画への理解を促進します。

基本施策2. 学びの場における男女共同参画の意識づくり

子どもが、その個性や能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った教育や保育を推進します。また、幅広い世代を対象とした男女共同参画に関する多様な学習機会の充実に努めます。

基本施策3. 女性が活躍できる基盤づくり

男女共同参画を推進する女性リーダーの育成に努めます。

基本施策4. 働く場における男女共同参画の促進

働く場において、誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、企業等への周知や啓発を行い、家内労働者等の労働環境の整備や働きやすい職場環境の整備を促進します。

基本施策5. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や意識啓発に努め、男性が家事や育児、介護をすることへの理解や意識改革を促進するとともに、仕事と子育て・介護の両立を支援する体制の充実に図ります。

基本施策6. 地域社会における男女共同参画の推進

誰もが地域活動に主体的に参画できるよう地域活動への支援に努めるとともに、防災活動への男女共同参画を促進し、地域防災力の向上をめざします。また、国際理解や国際交流を推進し、外国人にとっても安心なまちづくりをめざします。

基本施策7. あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止市町村基本計画）

あらゆる暴力の根絶のための意識啓発を推進し、安心して暮らせるまちづくりをめざします。また、関係機関と連携して、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実に図ります。

基本施策8. 生涯を通じた健康づくりへの支援

生涯にわたって健康に心豊かに暮らせるよう、乳幼児期、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等各ステージに応じた健康支援を推進します。

基本施策9. 誰もが安心できるまちづくり

誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域で支える体制づくりを推進するとともに、相談支援体制の充実に図ります。

5. 事業評価

基本目標1 お互いを認め合うまち になると

【基本施策1】男女共同参画の意識づくり

1. 人権を尊重する意識づくり				
取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
市民への啓発 の推進	○年2回実施予定の人権セミナーのほか、催事等の場においてパネル展示等を実施し、市民の意識向上を図ります。	部落差別や、性の多様性に関する人権セミナーを実施し、市民の意識向上に努めた。また、人権パネルの移動展示を実施し、啓発を行った。	A (A)	人権推進課
職員への啓発 の推進	○人権問題啓発推進者養成講座、人権行政研修、男女共同参画に関する職員研修など、それぞれの職階に求める知識や能力に応じた研修を実施します。	職階に応じた研修等を効果的に実施することで、多くの職員が人権問題を再認識するとともに、人権啓発に必要な知識や技能の習得を図った。 引き続き、高い人権意識を兼ね備えた人材の育成を図る取組をすすめていく。	A (A)	人事課
	○職員に2月に開催される部落解放・人権徳島地方研究集会への参加を促し、人権意識の向上を図ります。	人権研修の一環として、2月に開催された部落解放・人権徳島地方研究集会への積極的参加を促した。多くの職員が参加し、人権意識の向上を図ることができた。	A (A)	人権推進課
2. 男女共同参画の理解促進				
取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
分かりやすい 情報提供と 啓発の推進	○男女を問わず、市民の活動や活躍を積極的に発信することで、男女共同参画への理解を深め、幅広い世代の社会参加につなげられるよう努めます。	広報などでは、人権問題、男女共同参画社会の実現に関する内容を掲載し、市民への周知を図った。今後も、さらなる社会参加の気運醸成のために、市公式ウェブサイトや市公式LINEなど、周知媒体を工夫しながら、性別を問わず幅広い世代の活動を伝えることで市民の社会参加につなげる。	B (B)	秘書広報課

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
分かりやすい 情報提供と 啓発の推進	○鳴門市男女共同参画推進条例について、市公式ウェブサイトへの掲載を行うとともに、年10回程度条例パンフレットの配布を行い周知啓発を推進します。	条例パンフレットの市公式ウェブサイト掲載を行うとともに、はたちの記念式典や人権セミナー等での条例パンフレットの配布を行った。また、小学生が条例について学ぶタイミングに合わせ、市内の小学6年生にこども用条例パンフレットを配布し、幅広い世代に向けて周知啓発を実施した。	A (A)	人権推進課
男女共同参画 社会の気運 づくり	○条例などの内容を市民に分かりやすく伝えられるよう、紙面づくりや番組づくりを工夫し、男女共同参画社会の実現に向けた市民の理解促進を図ります。	インタビューなどを掲載する際には、性別による偏りが出ないように配慮し、取材や紙面作成をした。 条例や計画などの難しい内容については、文章だけで説明するのではなく、イラストや図表などを用いて分かりやすい説明を行い、市民の方に各種施策に興味をもっていただけるよう努めた。	B (B)	秘書広報課
	○6月の男女共同参画週間にあわせて図書館で関連図書の展示及び条例パンフレットの配布を行うほか、広報なると等で周知啓発を継続して実施します。	6月23日からの男女共同参画週間にあわせて、鳴門市立図書館において特設コーナーを設置し、男女共同参画に関する図書等の展示を行ったほか、催事等においてパンフレットの配布を行った。	A (A)	人権推進課
男性に対する 男女共同参画 の推進	○男性に家事や育児、介護などに参画の意識を持ってもらえるよう、パンフレット等を活用し、周知啓発を行います。	婚姻届提出時に『〇〇家作戦会議』のパンフレットを配布し、夫婦の家事分担や男性の家事、育児への参画等について考えるきっかけづくりを行った。	A (A)	人権推進課
3. マイノリティに関する啓発				
取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
社会的少数者 への理解促進	○在日外国人に対する差別の解消に向けて理解が進むよう、広報なると等を通じて周知・啓発を行います。	広報なるとに「ヘイトスピーチ解消法について」の記事を掲載し、在日外国人に対する差別の解消に向けて理解が進むよう啓発を行った。	A (A)	人権推進課

【基本施策2】 学びの場における男女共同参画の意識づくり

1. 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進				
取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
こどもの頃からの意識の醸成	○「鳴門市就学前教育・保育モデルカリキュラム」の目指すこども像を市内就学前教育・保育施設が共有し、小学校との円滑な連携に繋げるため、「連携小学校区連絡協議会」を開催し、各施設のカリキュラムの共有や課題の確認を行います。	「鳴門市就学前教育・保育モデルカリキュラム」を活用した就学前教育・保育に取り組んだ。また「連携小学校区連絡協議会」において各施設の取り組み内容の共有を行った。令和6年度においても引き続き、本カリキュラムを活用し、円滑な就学に繋げる。	A (A)	子どもいきいき課
	○各所・園・学校の教職員に鳴門市男女共同参画推進条例の周知を行い、基本理念に根ざした人権教育の充実と意識の醸成を図ります。	各所・園・学校の教職員に鳴門市男女共同参画推進条例の周知を行い、人権教育の充実と意識の醸成に努めた。	A (A)	学校教育課
学校等を通じた意識等の醸成	○令和5年度から公立保育所が1か所に統合されたことから、新たな公立保育所である鳴門市中央保育所において、毎月「ふれあい新聞」を発行し、人権保育の観点からの保育所でのこどもたちの育ちを保護者や関係機関に伝え、地域の人権意識の醸成を図ります。	鳴門市中央保育所において、日々の活動の中でこどもたちが自己肯定感や他者への思いやりの心を育てている姿を紹介する「ふれあい新聞」を発行し、保護者や関係機関への配布を行った。令和5年度は徳島県就学前人権教育研究大会において撫養幼稚園とともに鳴門市中央保育所が保育を公開し、市内外の保育者等から意見を得た。令和6年度においても引き続き鳴門市中央保育所において「ふれあい新聞」を発行し、地域の人権意識の醸成に取り組む。	A (A)	子どもいきいき課
	○リーフレットや啓発品の配布、人権に関する各種情報を積極的に発信し、学校・家庭・地域が連携した人権教育の推進を図ります。	学校だよりや学校(園)内の掲示物などを作成する際は、常に人権を意識した表現や内容を心がけた。表現や内容を工夫し、より理解しやすい印刷物や掲示物の作成に努める。	B (B)	学校教育課
教職員の意識等の醸成	○各種研修内容や研修方法を工夫し、教職員一人ひとりが「わがこと」として人権意識や人権教育推進への意欲をもてるようにします。	令和5年度は、鳴門中学校区の幼小中学校が研究指定校として、研究実践を行うとともに、新転入・中堅教員、事務栄養職員対象の人権研修会を8月に実施し、人権意識及び男女共同参画推進への意欲と向上を図った。	A (A)	学校教育課

2. 多様な社会教育機会の充実

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
社会教育・ 生涯学習機会 の充実	○文化イベント等を開催するなど、市内の芸術文化の裾野を広げる文化活動を通じた市民どうしの絆づくりを促進します。	文化協会に関する事業をすべて実施し、加えて徳島県文化研修会を本市で開催した。研修会では鳴門をテーマにした演目や獅子舞を披露し、市民どうしの絆づくりを促進した。	A (A)	文化交流 推進課
	○各種学級の講座構成や内容について、SDGsを意識して学習に取り組むなど、課題意識をもった学習活動につなげます。また、講座についての周知方法を工夫し、受講人数の増加をめざします。 ○図書館のNPO法人との共同運営を充実させ、サービス向上を図ります。また、「第4次子どもの読書活動推進計画」の目標達成に向けた取組を実施します。	【実績】()はR4実績 高齢者学級 65件 1,061人(60件 1,053人) 女性学級 52件 1,144人(60件 1,227人) 成人学級 37件 497人(27件 332人) 短期講座 16件 307人(15件 292人) 出前講座 96件 2,938人(88件 2,904人) 【課題】 SDGsのほか、防災や人権意識向上など幅広い学習内容を提供するとともに、課題意識をもった学習活動につなげる。 第4次子どもの読書活動推進計画の目標達成に向けた取組を実施する。	A (A)	総合教育 人権課
市民への 参加促進	○講座・講演会等の情報を収集し、市の広報紙や市公式ウェブサイト、市公式SNS等を活用して周知や呼びかけを行い、市民の参加を促進します。	市広報紙や市公式ウェブサイトやSNS、市民協働推進課前に設置した掲示板を活用し講演会等の周知・呼びかけを行った。 次年度についても、市公式ウェブサイトだけでなく、より多くの方が参加してみようと思えるようSNS等を活用した周知を実施する。	B (B)	市民協働 推進課
国際理解の 促進	○市民向けの外国語講座や異文化講座、イベント等を開催し、国際理解を促進します。	市民を対象としたドイツ語・中国語講座の開講やこども向けの中国に関する「おはなしタイム」の開催などを通じて、国際理解を深める機会を創出した。	A (A)	文化交流 推進課

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
国際理解の促進	○男女共同参画に先進的に取り組んでいる国々の取組状況や国際的な動きなどの情報を収集し、市公式ウェブサイト等による市民への情報提供に努めます。	内閣府発行の「みんなで目指す!SDGs×ジェンダー平等」の冊子の提供や、各国の男女格差を示す指数であるジェンダーギャップ指数について市公式ウェブサイトに掲載を行い、市民への情報提供を行った。	A (A)	人権推進課

基本目標2 誰もが活躍できるまち になると（女性活躍市町村推進計画）

【基本施策3】女性が活躍できる基盤づくり

1. 政策・方針決定過程における女性活躍の促進				
取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
女性活躍推進に向けた取組の充実	○女性職員の意識向上・次世代リーダーの育成を目的とした女性活躍推進研修を実施し、内容の充実を図ります。	女性職員がさらに活躍できる職場・組織づくりをめざすため、係長級以上の女性職員を対象に女性活躍推進研修を実施し、36名が受講した。 引き続き、研修等を通じて女性職員の意識向上を図るとともに、次世代の女性リーダーの育成に努める。	A (A)	人事課
	○令和7年度までの審議会の女性登用率40%をめざし、ワーキンググループ委員会にて各所管の課題や取組を情報共有し、女性登用率向上を図ります。	ワーキンググループ委員会において、女性人材バンクの活用についての意見交換を行った。今後も審議会における女性登用率の向上に向けて、課題等を共通認識し、女性の職業生活における活躍を推進するための取組を進めていくよう努める。	B (B)	人権推進課
鳴門市女性人材バンクの周知・啓発	○女性の人材情報を登録し、審議会等委員や講演会等講師候補者とする「鳴門市女性人材バンク」の周知啓発を行い、5名の新規登録を目標として登録者数の向上をめざします。	女性グループ活動状況報告書の提出依頼時にチラシを同封したり、公民館へのチラシ設置をするなど、女性人材バンクの周知に努め登録者募集を行った。令和5年度は登録者数を7名増やすことができ、また、全ての登録分野において登録者を確保することができた。	A (A)	人権推進課

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
審議会等への女性の登用促進	○あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の積極的な参画・登用の推進、啓発に努めます。特に審議会等における女性委員の登用率の向上をめざします。	P32からの『数値目標の実績』を参照 審議会等における女性登用率の推移 令和元年:27.7% 令和5年:31.7% 令和2年:27.9% 令和6年:33.7% 令和3年:27.7% ※各年4月1日時点 令和4年:28.2%		全部局
あらゆる分野への女性の積極的登用の促進	○女性の声を広報活動に反映できるよう公募を図り、幅広い世代の女性がモニターに就任できるように努めます。	広報モニターの男女比は9名ずつとなり、女性の年齢も20代から70代と幅広い年齢層からの意見を取り入れることができた	A (A)	秘書広報課
	○自治基本条例に掲げる市民参画と協働によるまちづくりの推進に向けて、市公式ウェブサイトやSNS等を活用し市民活動の周知・サポートに努めます。	各種団体の予定や活動を市公式ウェブサイトを通じて発信し、活発な自主活動が行えるように支援した。その結果、市民の地域活動における会議等には女性参加も増え、意見も出されている。	A (B)	市民協働推進課
	○農協・漁協・徳島県と連携し、女性の各種研修会等への積極的参加を推進します。	農協・漁協・県と連携し、各種研修会等への参加についての周知を行った。農産物の講習会への女性の参加者も増えてきている。 今後も、農協・漁協・県と連携しながら女性の積極的参加の推進を図っていく。	B (B)	農林水産課
2. 女性の人材育成支援				
取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
女性リーダーの育成と活動への支援	○市内で活躍する女性グループ間の情報共有を図るため、女性グループ活動状況報告書を作成し、活動の活性化を支援します。	女性グループ活動状況報告書を作成し、グループ間の情報共有が図られるように各グループの代表へ送付した。会員の高齢化等の理由により活動を停止・休止したグループもあり、女性グループの現状を洗い出す必要がある。	B (B)	人権推進課

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
女性リーダーの育成と活動への支援	○各種学級のひとつである女性学級の内容についてSDGsも取り入れ、課題意識をもった学習活動につなげることにより充実を図り、受講人数の増加をめざします。また、女性の文化・教養の向上等を目的とした鳴門市婦人連合会の活動に対し補助金を交付することにより活動を支援し、女性リーダーとしての育成に努めます。	【実績】 女性学級受講生 336人(37人減) 女性学級実施回数 52件延べ1,144人(8件減、83人減) ※矢倉女性学級が矢倉成人学級になったこと、黒崎女性学級が活動休止になったことにより減少 【課題】 SDGsのほか、防災や人権意識向上など幅広い学習内容を提供し、課題意識をもった学習活動につなげる。また、女性学級以外の各種学級においても女性の参加向上に努める。	B (A)	総合教育 人権課
	○農協や漁協等の団体や組織の女性部による料理講習会等の活動強化を図ります。	各漁協女性部の協力を得て、テレビ鳴門の情報番組「漁協新鮮食堂」の収録を行った。(北灘10回、里浦1回) 「わかめの料理教室」も予定どおり開催できた。今後も活動を継続し、支援を行っていく。	B (B)	農林水産課
職員の管理職への育成	○県自治研修センターや市町村職員中央研修所等が実施する研修の受講促進を図るなど、計画的な人材育成に努めるほか、人事評価制度の適正な運用を図ります。	各所属を通じ、積極的な研修参加を呼びかけ、延べ1,265名の女性職員が市主催研修及び県自治研修センター等への研修に参加した。引き続き、研修等を通じた計画的な人材育成や意欲の向上を図るとともに、人事評価制度の周知及び適正な運用・改善を図る。	A (A)	人事課

【基本施策4】働く場における男女共同参画の促進

1. 雇用の機会均等と待遇の確保の促進				
取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
事業所等への理解促進	○市内事業所に対し、市公式ウェブサイトや広報などを活用して、男女共同参画の周知啓発をはじめ、「男女雇用機会均等法」や「鳴門市男女共同参画推進条例」についての理解促進に努めます。	「鳴門市男女共同参画推進条例」等の関係法令に関する情報提供を市公式ウェブサイトや広報などを活用して行った。 今後も適宜活用媒体を考慮しつつ、関係法令について事業所の理解を促進する。	B (B)	人権推進課

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
事業所等への理解促進	○男女の雇用機会均等と待遇確保の促進のため、「男女雇用機会均等法」等の周知啓発に努めます。	関係機関が発行するパンフレット等を活用し、労働条件の確保や待遇改善に係る関係法令等の周知に努めた。	A (A)	商工政策課
能力開発と人材の育成	○関係機関が実施する各種講座等の周知に努めます。	徳島県立テクノスクールをはじめとした労働関係機関が実施する各種講座等の情報について、チラシ配布等により周知に努めた。	A (A)	商工政策課
家内労働者等の労働環境の整備促進	○家族経営協定の締結数について、令和5年度は新規締結目標を5戸に定め推進します。	令和5年度末時点での家族経営協定の締結数は158戸と昨年度末より3戸増加したが、令和5年度新規締結目標5戸を達成できなかった。 今後も農家の方に理解していただき、県・農協と連携して新規締結の推進を行っていく。	B (A)	農林水産課

2. 共に働きやすい職場環境の整備促進

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
就労環境の整備	○職場復帰支援等研修の受講促進を図ります。 ○職員のハラスメントに対する正しい知識と対処方法の理解を促進するハラスメント研修を実施し、相談窓口の周知を図ります。 ○時間外勤務の抑制を図るほか、計画的な休暇取得を促進します。	県自治研修センター主催の育休等職場復帰支援講座に6名の職員が参加した。また、市主催研修としてハラスメント対策研修を実施したほか、所属長を対象とした時間外勤務に関する研修等を実施し、業務の平準化・効率化を図った結果、前年度比7%の時間外勤務が抑制された。 引き続き、時間外勤務の抑制、有給休暇取得の促進等に関する周知啓発を行い、職員が働きやすい職場環境づくりに努める。	A (A)	人事課
	○職場における仕事と子育ての両立などワーク・ライフ・バランスの促進に向けて、国や県等の制度の周知に努めます。また、大麻町商工会のコワーキングスペースの利用促進などを通じて、柔軟な働き方を支援する環境整備を図ります。	関係機関が発行するパンフレット等を活用し、徳島県はぐくみ支援企業認証制度や支援窓口の周知に努めた。 また、大麻町商工会のコワーキングスペースの利用促進を図るとともに、子育て中のママを対象に、新しい働き方の提案として SNS 講座等を実施した。	A (A)	商工政策課

【基本施策5】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

1. ワーク・ライフ・バランスの理解促進				
取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
男性職員への 育児参加等の 促進	○育児休業、配偶者の出産や育児参加のための休暇制度など、男性職員の子育て支援制度の利用促進・意識啓発を推進します。	グループウェアに支援制度の概要を掲載し、該当職員に対して個別に案内を行った結果、令和5年度中に男性職員6名が育児休業を取得した。 今後も各支援制度の周知に努めるとともに、仕事と育児を両立しやすい職場環境の整備を検討する。	A (A)	人事課
男性の家事等 への参画促進	○プレママパパ教室などを通じ協力し育児を行う準備を行い、男女がお互いに支え合う家庭環境づくりを促進します。	妊娠後期相談時に希望者に対し沐浴実習等同時実施。妊婦本人36名に対しパートナー22名、パートナー以外の家族2名が参加。参加者の約7割が家族同伴参加	A (A)	健康増進課
	○婚姻届や出生届提出時に窓口で「〇〇家作戦会議」のパンフレットを配布し、男性の家事や育児、介護などへの参画を促進します。	婚姻届提出時に『〇〇家作戦会議』のパンフレットをあわせて配布し、夫婦の家事分担や男性の家事、育児への参画等について考えるきっかけづくりを行った。	A (A)	人権推進課
	○農協・漁協等と連携した魚の捌き方教室などをはじめ、料理講習会等の開催を推進します。	漁協の協力を得て、「魚の捌き方教室」を5回、「わかめの料理教室」も開催し、当初の予定通りに進めることができた。男性の参加者も増え、家事への参画意識の促進に繋がる取組として今後も継続していく。	B (B)	農林水産課
多様な働き方 に関する取組	○テレワークや育児・介護のための早出遅出勤務制度の活用など、多様で柔軟な働き方が選択できる職場環境の整備に努めます。	テレワーク実施困難部署を除いた延べ1,462人の職員がテレワークを実施したほか、育児や介護のための早出遅出勤務制度の周知、活用を図った。 引き続き、テレワークの推進や同制度の周知を図り、柔軟な働き方が選択できる職場環境づくりに努める。	A (A)	人事課

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
多様な働き方に関する取組	○地域課題の解決を地域住民が主体となって、ビジネスの手法を用いて行うコミュニティビジネスの意義や内容を、市公式ウェブサイト等を活用し、周知啓発をしていきます。	市公式ウェブサイトを活用し、コミュニティビジネスの意義や内容の周知啓発を図った。次年度については、より多くの方がコミュニティビジネスの意義や内容を理解できるような、また、実施してみようと思えるような周知に努める。	B (B)	市民協働推進課
	○シルバー人材センターの運営に関する財政支援を継続し、高齢者の多様な活躍の場の創造に努めるとともに、生きがいづくりや福祉の充実を図ります。	運営に関する財政支援を行うとともに、生活支援サービスの担い手となる「生活支援サポーター養成講座」を実施した(参加者は3人)。シルバー人材センター登録者は、163人(男性108人、女性55人)就業率は75%。引き続き、財政支援を行う。	A (A)	長寿介護課
特定事業主行動計画の推進	○特定事業主行動計画に基づく取組について検証し、実施状況や数値目標の進捗状況を公表します。	令和5年度の女性管理職登用率は29.0%となり、特定事業主行動計画における目標値30%を下回った。また、男性の育児休業取得率は54.5%であり、同計画の目標値30%を大幅に上回った。引き続き、研修等を通じた女性職員のキャリア形成支援等による女性職員の積極的な登用を図るとともに、男性の育児休業制度については、積極的に制度の周知を図る。	A (A)	人事課

2. 仕事と子育て・介護の両立への支援

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
就労形態に応じた子育て支援	○低月齢児を対象とする一時預かり事業を新たに公立保育所で実施する等、保護者の就労形態に応じて、様々な子育て支援を実施することにより、仕事と家庭生活の両立を支援します。 ○ファミリー・サポート・センター事業については、子育て中の世帯に加え、妊産婦や高齢者等にも広報・LINE等で啓発を実施し、会員数の増加をめざします。 ○休日保育・子育て短期支援事業においては、家庭状況を聞き取った上で、できるだけ希望に添えるよう対応します。	鳴門市中央保育所において低月齢児を対象とする一時預かり事業及び市内公私立保育施設を利用する児童を対象とする休日保育事業を実施した。令和6年度も一定のニーズが見込まれることから事業を継続する。 また、仕事と家庭生活の両立を支援するため、ファミリー・サポート・センター事業について周知を行ったほか、10月より利用料の一部を助成することにより、経済負担の軽減を図り、より事業を利用しやすくなるよう取り組んだ。	A (A)	子どもいきいき課

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
就労形態に応じた子育て支援	○市内7園において、就労等で預かり保育を希望する保護者の要望に応え、希望者は全て受け入れます。	前年度に引き続き、市内7園で預かり保育を実施した。また、土曜日の預かりについては4園で実施した。 保護者が安心して働くことができるよう、令和6年度も引き続き事業を継続する。	A (A)	学校教育課
地域における子育て支援の推進	○市内7か所の地域子育て支援拠点において、子育て家庭同士が不安や悩みを共有し、互いに交流できる場を提供します。また、市内すべての保育施設で施設利用者や地域の子育て家庭からの相談を受け、子育ての負担感の軽減を図ります。	子育て家庭の子育ての不安感や負担感を軽減するため事業の継続に取り組んだ。令和6年度は里浦町に新たな拠点を設置し、さらに地域の子育て支援体制の向上に取り組む。	A (A)	子どもいきいき課
子ども・子育て支援事業計画の推進	○引き続き各施策の進捗管理を行い、児童福祉審議会での審議を経ることにより、計画の着実な推進を図ります。	第2期計画の総合的な推進を図り、児童福祉審議会にて計画の進捗状況の報告を行った。また、第3期計画の策定に向け、ニーズ調査を実施した。	A (A)	子どもいきいき課 (子ども未来創造室)
安心して介護できる環境の整備	○男性の家事への積極的な参加を促すため、健康づくりの知識や技術の習得できる交流の場となる料理教室の開催に継続して取り組みます。	教室名・カリキュラム等を見直し、5か月1クールの前・後期制として、参加促進を図った。参加人数は、前期15名、後期18名。男性のみの教室であり、家事の参画、健康づくりの知識、技術の習得、交流へと繋がっている。フレイル予防を目的として運動・口腔・社会参加の内容を追加。事業終了後も、自主クラブ等への支援を行う。	A (A)	長寿介護課
家族介護者への支援	○地域包括支援センターでの家族介護教室や民生委員有志による「介護者家族の会定期相談会」の開催により、老々介護への支援や介護に関する意識・技術の向上に継続して取り組みます。	毎月2回の相談会を実施しているほか、有識者による研修会も実施した。 市や地域包括支援センターで事業の啓発を積極的に実施することにより、参加者が増加した。今後も引き続き広報やチラシにより周知に努める。	A (B)	長寿介護課

【基本施策6】地域社会における男女共同参画の推進

1. 地域活動における男女共同参画の促進				
取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
地域活動への 支援	○各団体の活動予定や活動状況、 会員・参加者の募集など、情報提供を基に市の広報紙や市公式ウェブサイトを活用し周知を行い、団体の活動のサポートを行います。また、市民活動への備品貸出などを通じ、地域課題や社会的課題の解決に向けて市民自らが企画実施するまちづくり活動を支援します。	市の広報紙や市公式ウェブサイトを活用し、各団体の活動予定や活動状況、会員・参加者の募集などの周知を行い団体の活動のサポートを行うことができた。 次年度については、各団体と意思疎通を図り、SNS等を活用した理解しやすい周知や備品の貸し出しなど、活動継続及び強化につながる支援を実施する。	B (B)	市民協働 推進課
	○栄養教室の継続的な開催や自主クラブの活動を周知することにより、性別にかかわらず誰もが活動に参加しやすい環境づくりを推進します。	ヘルスマイト事業の参加者は女性が多く、今後も男性の参加者増加や周知啓発が必要。R6年度よりヘルスマイト会員に男性3名の加入があるため、より積極的な周知啓発を行う。	A (A)	健康増進課
	○鳴門市男女共同参画推進条例について、大人用及びこども用のパンフレットを活用して、幅広い市民等に男女共同参画のあり方について周知啓発を行います。	条例パンフレットの市公式ウェブサイト掲載を行うとともに、はたちの記念式典や人権セミナー等での条例パンフレットの配布を行った。また、小学生が条例について学ぶタイミングに合わせ、市内の小学6年生にこども用条例パンフレットを配布し、男女共同参画社会の実現に向けた課題や解消に向けた取組について、幅広い世代に向けて周知啓発を行った。	A (A)	人権推進課
環境問題に関する取組の推進	○誰もが参加できるイベントや講座等を引き続き開催するとともに、新たな講座等の開催についても検討します。	予定通り講座等を開催するとともに、新たに紙漉き体験講座を開催した。	A (B)	環境政策課 ・ クリーンセンター 廃棄物対策課

2. 防災分野における男女共同参画の推進

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○地震津波対策推進計画に「フェーズフリー」に関する取組みを明記し、市民に出前講座等を通じて周知・啓発を図ります。 ○「女性」「市民協働」の視点を考慮した防災研修・防災訓練を実施します。 ○女性防災士の資格取得者数の増加に向けた啓発に努めます。 	<p>○地震津波対策推進計画を全面的に見直し、新たに「鳴門市南海トラフ地震等・防災減災対策推進計画」を策定した。同計画に「フェーズフリー」に関する取組の推進や市災害対策本部健康福祉班の取組方針として「多様な要配慮者を想定した各種啓発、訓練等を行う」ことを明記した。市民への周知については、出前講座などを通じて啓発を図ることができた。(出前講座実績:全7回、359人)</p> <p>○「女性」の視点を考慮した防災研修・防災訓練については未実施。</p> <p>○防災士の資格取得に向けて周知・啓発を行い、女性防災士を41名(当課把握分)増やすことができた。</p>	B (A)	危機管理課
	<ul style="list-style-type: none"> ○女性消防団員が消防活動のPRや啓発活動を通じて、女性や若者に対して消防団への参加意識を高め、入団を促進します。また、応急手当の普及を図り、女性消防団の活動を積極的に推進し、女性の活躍を促します。 	<p>令和5年実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防活動のPR啓発活動 3回 ・応急手当の普及活動 7回 	A (B)	消防総務課

3. 国際活動における男女共同参画の推進

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
国際理解と国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○コロナ禍を経て4年ぶりに再開するドイツ・リュネブルク市との使節団相互派遣事業をはじめ、友好都市との交流を推進し、市民等が外国の文化等に触れることができる機会を創出することで、国際理解・国際交流を深めるとともに、友好関係の促進を目指します。 	<p>ドイツ・リュネブルク市との使節団相互派遣事業を再開し、第23回目となる使節団の受入れを行うとともに、5年ぶりに中国・張家界市から訪問団を迎えた。また、バングラデシュ・ナラヤンガンジ市に本市職員等が訪問し、桜植樹式典に参加するなど、国際理解・国際交流を深めるとともに、友好関係の促進を図った。</p>	A (A)	文化交流推進課

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
国際理解と国際交流の推進	○市内小学生が交流活動を通じて世界の多種多様な文化が理解できるように推進します。	令和5年度は、市内小学校5校について、留学生10名を招待し、児童と世界各国の留学生との国際交流を図り、多種多様な文化が理解できるように努めた。 今後も鳴門教育大学と連携し、国際理解教育を推進していく。	A (A)	学校教育課
外国人観光客の積極的誘致の推進	○ボランティアガイド養成講座を開催し、ボランティアガイド会の会員確保を図るとともに、外国人観光客が快適に旅行を満喫できるよう受入環境整備の充実や多言語での観光情報の発信を強化します。	【実績】 ○ボランティアガイド会員確保(7人増) ○外国人観光客受入環境整備にかかる補助金の創設 ○外国人インフルエンサーによるプロモーションの実施 【課題】 ○外国人観光客受入環境整備のさらなる促進	A (A)	観光振興課

基本目標3 誰もが安心して健やかに暮らせるまち なる

【基本施策7】あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止市町村基本計画）

1. 暴力を許さない意識づくり				
取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
DV防止の啓発の推進	○DV防止や児童虐待防止への理解と認識を深めることを目的に、11月の人権教育推進強調月間にあわせてリーフレット等を活用し啓発を行います。	11月の人権教育推進強調月間にあわせてDVや児童虐待についてのリーフレットを配布し、啓発活動を行った。 引き続き、さまざまな機会を捉えて啓発活動を行っていく。	A (B)	人権推進課
市民への相談窓口の周知啓発	○鳴門市女性子ども支援センター「ばあとなー」の認知度を高めるため、事業紹介のリーフレットを設置する市内協力事業者を5カ所程度増やします。	女性に対する暴力をなくす運動の啓発にあわせて市公式ウェブサイトにも協力事業者募集を掲載するなど、市内で協力事業者を募り、令和5年度中に5カ所増やすことができた。	A (A)	人権推進課

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
若年層への デートDV防止 の啓発	○デートDVの被害防止に向け、 はたちの記念式典での冊子配布 や中学校での予防教育等、若年 層を対象とした意識啓発活動を 推進します。	デートDV防止のリーフレットをはた ちの記念式典参加者へ配布し、若 年層の問題意識の高揚を図った。 また、市内中学校で実施した出前 講座でもデートDVについて触れ、 啓発を行った。	A (A)	人権推進課
	○学習指導要領に従い、保健など の授業を通じて、「男女の性差」 や「命の尊さ」等を学習し、正し い知識の育成に取り組みます。	学活、道徳、保健の授業において、 命の尊さや自己を大切にすする心、 他者を尊重する心、性差に対する正 しい知識の育成に努めた。 こども家庭センターなど関係機関と 連携し、引き続き、授業実践に努 めていく。	B (B)	学校教育課
ハラスメントに 対する理解の 促進	○さまざまなハラスメントへの認 識や理解を深めるため、市公式 ウェブサイトの掲載を行うととも に、ポスターの掲示などをする 場合は内容や対象に応じ掲示 場所の工夫を行います。	セクシュアルハラスメント等に関 するポスターの掲示や、市公式ウ ェブサイトへの掲載を行い、啓発 ・広報活動を行った。引き続き、 周知の充実に努める。	A (B)	人権推進課
	○各種資料の配布等により、ハラ スメントに関する情報提供や相 談窓口等の周知に努めます。	徳島県労働局や労働委員会など の関係機関による相談会、相談窓 口等について、各種資料の配布等 を通じて周知に努めた。	A (A)	商工政策課
	○さまざまなハラスメントの根絶 に向けて、学校でのハラスメント への認識・理解を深めるための 啓発に努めます。	さまざまなハラスメントの根絶に 向け、 「校長会」などにおいて、ハラ スメントの認識・理解を深めるた めの啓発に努めた。 今後も学校において、ハラ スメントへの認識・理解を深める ための啓発などを推進していく。	B (B)	学校教育課
あらゆる暴力 や虐待を許さ ない意識づくり	○多様化する暴力の防止に向け、 4月の若年層の性暴力被害予 防月間や11月の女性に対する 暴力をなくす運動期間にあわせ 、広報を行うとともに図書館 での関連図書展示などの啓発 を行います。	女性に対する暴力をなくす運動期 間に合わせて、図書館で関連書 籍を展示する特設コーナーの設 置や、市公式ウェブサイトへの 掲載を行った。	A (A)	人権推進課

2. きめ細かな相談支援体制づくり

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
関係機関と連携した被害者の早期発見	○県主催のDV被害者ネットワーク会議等、関係機関との会議に参加するほか、DV対策会議を開催し、関係部署・関係機関との連携強化を図ります。	県が主催するDV被害者支援ネットワーク会議や配偶者からの暴力に関する相談機関等連絡会議などに参加し、関係機関との連携強化に努めた。 DV対策会議では、DV事案について架空事例をもとに検討を行い関係機関や庁内関係部署との連携について確認し、理解促進を図った。	A (A)	人権推進課
相談支援体制の強化	○相談員が専門指導者から指導を受ける、「スーパービジョン」を月1回程度行い、困難事例の解決に組織全体で取り組むとともに、相談員の個人的負担を軽減します。また、相談員の能力向上のため、積極的に研修やセミナー等へ参加を促進します。	研修や学識者（公認心理師）からの助言により、より高度な支援技術の習得ができ、関係機関との連携強化にもつながった。また、組織としてケースに関わることで個人的負担感を軽減し、必要に応じて専門的なメンタルケアを実施した。 スーパービジョン実施回数：12回	A (A)	人権推進課
被害者保護のための支援	○緊急的な安全確保が必要な場合に備え、避難可能な避難所の確保を行うとともに、DV被害者に避難所への入所費用の助成を行います。	避難可能な施設と委託契約を結び、緊急一時保護に備えている。 緊急一時保護実施実績：0件 引き続き、緊急一時保護が実施できる体制を整えておく。	A (A)	人権推進課
関係機関と連携した被害者への自立支援	○確実に、住民票・戸籍の附票等の交付及び閲覧の制限を行うために、庁内関係部署とも連携し、個々の状況に応じて、適切かつ迅速な判断を行い対応できるように努めます。	確実に住民票閲覧制限を行うために、支援措置対象者の住民票及び戸籍の附票等の交付事務にあたっては、確認を必ず2名体制で行った。また、支援措置対象者の個々の状況に応じて、関係課と相談及び情報共有を行った。	A (A)	市民課
	○資格取得・喪失においては、被害者が抱える個別の事情の確かな把握に努め、問題解決に向けた支援等を行います。また、被害者に関する情報について、その性格から適切な管理のもと、支援等に必要な場合、庁内外関係機関と適宜情報連携を図ります。	安心して必要なときに医療が受けられるように、資格取得や喪失において、被害者が抱える個別の事情に応じた適切な助言等を行っている。また、庁内関係機関と適宜情報共有を図り、被害者の置かれている状況に配慮した対応を行っている。	A (A)	保険課

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
関係機関と連携した被害者への自立支援	○地域包括支援センター、介護サービス事業者や警察署、民生委員等と連携し、高齢者虐待の予防、早期発見、早期支援に努めます。	市の相談窓口や地域包括支援センターでの関係者間連携体制を整え、関係者間で連携し、解決に向けての支援をすることができた。引き続き、高齢者が抱える個別の課題の早期発見・支援に向けて、連携をより密にしていく。	A (A)	長寿介護課
	○被害者の実情に応じ、離婚調停手続きや弁護士による法律相談窓口の紹介など司法手続きを支援するとともに、庁内の関係部署、関係機関と連携し、個々の状況に応じた支援を行います。	相談内容や被害者の実情に合わせて、庁内の関係部署や関係機関と連携しながら支援を行った。また必要に応じて弁護士による法律相談窓口の紹介等を行った。	A (A)	人権推進課
	○24時間365日受信が可能な障がい者虐待通報専用ダイヤルを設置し、事案に迅速に対応するとともに、必要に応じて関係部署とも連携をして対応します。 ○生活困窮者や生活保護受給者に対して、鳴門市生活困窮者自立相談支援センター「よりそい」における就労支援や被保護者就労支援事業を実施します。	○24時間365日受信が可能な障がい者虐待通報専用ダイヤルを設置した。 ・施設従事者による虐待通報 2件 ・養護者による虐待通報 1件 ○被保護者就労支援事業に15名が参加し、そのうち11名が就労を開始、さらに、そのうち4名が保護から自立した。	A (A)	社会福祉課
	○子育て支援事業が必要な子育て家庭に対し、きめ細やかな事業案内や適切な支援を行います。	関係機関と連携し、支援が必要な子育て家庭に対し、子育て支援事業の案内を行った。	A (A)	子どもいきいき課
	○DV被害者について、選考基準に基づき、市営住宅への入居が図られるよう配慮します。	延べ6部屋の優先公募住宅の募集を行った。申し込みはなかったが、引き続き関係課と連携しながら市営住宅優先入居選考基準に基づいた入居決定を行う。	A (A)	まちづくり課
	○支援者に対する情報を保護認識し、個々に応じた対応を継続します。	選挙人名簿の閲覧があった場合に備え、支援措置申出者の情報が保護されるよう支援を行った。引き続き支援者に対する保護認識を継続する。	B (B)	選挙管理委員会

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
子どもへの 支援	○相談員において DV と児童虐待の相互理解を図るとともに、関係機関との情報共有や連携強化を深め、併存事案に対しても子どもが安全、安心に生活できるよう努めます。	対象者への適切な支援のためリスクアセスメントの実施や市要保護児童対策地域協議会における実務者会議の開催など関係機関との連携強化を図った。	A (A)	人権推進課
	○個人情報の厳重な管理を行いながら保育施設や子育て支援事業者と連携し、支援が必要な子育て家庭に対し、適切な支援を行います。	保育施設や子育て支援事業者との連携を行い、支援が必要な子育て家庭に支援事業や制度の案内を行った。	A (A)	子ども いきいき課
	○DV被害者の子どもの転校時における手続きについては、学校、幼稚園と連携しながら、厳重な情報管理の徹底に努め、就学を支援します。	転校時の子どもの情報のやり取りについて、学校間ではなく、教育委員会間で行うなど、情報の取扱いに注意した。学校(園)との連携だけでなく、こども家庭センターなど関係機関と密接な連携をとり、情報管理の徹底に努め、子どもの就学に係る支援を行う。	A (A)	学校教育課
被害者支援 のネットワーク づくり	○DV防止に向け、庁内連絡会、法務局、警察、民間シェルター等とのネットワークの構築を推進するとともに、「パートナーシップ協定」を締結している他の自治体と連携し、DV相談や支援を行います。	県が主催するDV被害者支援ネットワーク会議や配偶者からの暴力に関する相談機関等連絡会議などに参加したり、DV 対策会議を実施したりしてネットワークの構築やパートナーシップ協定を締結する他の自治体との連携を図った。 引き続き、協定を締結している他自治体とも連携し DV 相談や支援を行っていく。	A (B)	人権推進課

【基本施策8】生涯を通じた健康づくりへの支援

1. ライフステージに応じた健康づくりへの支援				
取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
健康保持のための事業の充実	○鳴門市チャレンジデーにおいて、市内各所でのローカルイベントを開催するとともに動画視聴による運動啓発を行うリモートイベントを実施することにより、参加率 60%の達成を目指し、市民の運動・スポーツの習慣化や健康増進、地域活性化につなげます。	実行委員会や地域によるイベントの「ローカルイベント」とテレビ鳴門や市公式ウェブサイトの動画配信による「リモートイベント」のハイブリッド開催により実施し、61.6%の参加率となった。 次年度については、主催団体である笹川スポーツ財団より、令和5年度をもって事業が終了するとの発表があったことから、チャレンジデーで地域に根付いた運動習慣を継続していくため、「NARUTO スポーツデー」として市民の皆さまに気軽に運動していただけるイベントを実施し、引き続き、市民の運動・スポーツの習慣化や健康増進、地域活性化につなげたいと考えている。	A (A)	スポーツ課
	○健康相談等を実施し、生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を行います。	鳴門ふれあい健康館 111人 相談設定日以外の個別相談にも随時対応。集団がん検診や特定健診実施時に同時刻・同場所にて健康相談を開催した。	A (A)	健康増進課
がん検診等の受診促進	○頸部超音波検査と前立腺がん検診を無償で受けられる特定健診の集団健診を実施します。合わせて、健康増進課所管のがん検診を実施することで受診者の利便性を高めるほか、疾病の早期発見・早期治療につなげます。	集団健診において特定健診受診者に無料で頸部超音波検査と前立腺がん検診を行っている。また、健康増進課所管のがん検診と同日実施することで、利便性の向上を図るとともに、健康意識の高揚や疾病の早期発見に努めている。	A (A)	保険課

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
がん検診等の 受診促進	○広報なると、市公式ウェブサイトへの掲載及び各関係団体や医療機関等へのリーフレット配布、無料クーポン券対象者、継続受診中断者等へ個人通知による受診勧奨を実施します。	人間ドックの利用者が市のがん検診を受診することができる体制を確保し、令和5年度大腸がん検診受診者 1413人と昨年度より 244 人増加した。令和5年度肺がん検診受診者 1011人と昨年度より 400 人増加した。今後も継続して受診勧奨を行う。	A (A)	健康増進課
食育の推進	○継続的に食育教室を開催し、望ましい食習慣等の定着や食を通じた心身の健全育成等、食育の周知啓発を行います。	おやこの食育教室(ヘルスマイト事業)参加者 27 名、今後も引き続き親子の食育について周知啓発を行う。	A (A)	健康増進課

2. 妊娠・出産等に関する支援

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
相談支援体制の充実	○妊娠期の相談体制の充実を図り、妊娠から育児まで切れ目ない相談体制を整え支援を行います。	妊娠届出時面談及び妊娠後期相談を実施し、支援を要するケースは課内および支援関係機関と共有。関係団体との連携として、子育て世代包括支援推進協議会を開催(13 団体参加)取り組み報告や課題共有など実施。また、医療機関からの診療情報提供(62 件)及び産婦の情報提供(15 件)への対応、連携を実施。R6 度より子ども家庭センターを拠点とした体制へ変更	A (A)	健康増進課
マタニティマークの普及促進	○マタニティマークのグッズやステッカーなどの配布を行い普及啓発に努めます。	妊娠届出時全数配布:219 件	A (A)	健康増進課
リプロダクティブ・ヘルス/ライフの推進と徹底	○学習指導要領に従い、保健や理科の授業を通じて、「男女の性差」や「命の尊さ」等を学習し、正しい知識の育成に取り組みます。	保健の授業において、「男女の性差」や「命の尊さ」等を学習し、自己を大切に する心、他者を尊重する心の涵養に努めた。 児童生徒の発達段階に応じた授業実践に努めていく。	B (B)	学校教育課

3. 心の健康づくりの推進

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
自殺対策の 推進	○「鳴門市自殺対策計画(こころの健康アクションプラン)」に基づき、市民の自殺対策への関心を深め、市民、関係団体、行政が連携して「生きることの包括的な支援」の推進に取り組みます。	社会福祉法人徳島県自殺予防協会と連携し、いのちの希望自殺予防講演会を開催し、約40人が参加。量販店と連携したキャンペーン4か所で実施(昨年度より1か所増)、庁内掲示や広報なるとに掲載し自殺予防についての啓発活動を行った。	A (A)	健康増進課

【基本施策9】誰もが安心できるまちづくり

1. 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
介護予防と 生きがいづくり	○介護予防教室の開催やいきいきサロンの活動に対する助成事業などを継続して実施するとともに、新たな介護予防事業に取り組みます。	各種介護予防教室開催・支援やいきいきサロンの活動に対する助成、体力測定・フレイルチェック・体成分分析装置による筋肉量等の測定・サロンでの栄養指導を実施し、フレイル予防に取り組んだ。いきいきサロン・介護予防事業参加中断者や、測定結果からハイリスクと判定された方へ個別指導を実施。デジタル健康フェスタ、オンライン介護予防事業、65歳限定の健康づくり講座、市民向けの測定会等、新たな取組を実施。事業の効果と継続について、事業評価を行い目的に沿った事業を行う。	A (A)	長寿介護課

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
高齢者を守る活動の充実	○地区自治振興会や老人会・婦人会等の高齢者が集まる機会などに積極的に出向き、周知啓発活動を実施します。また、「見守りネットワーク会議」を開催するほか、「消費生活協力団体」の委嘱を積極的に進め、関係団体との連携をさらに深めていきます。	地域で行われる様々なイベントや出前講座等で高齢者等が消費者トラブル等にあわないように周知や啓発活動を行った。 また、「消費生活協力団体」の委嘱先に、地域包括支援センターや生活衛生関連の組合及び事業所へ委嘱することができた。	A (B)	市民協働推進課
地域包括支援センターの機能充実	○地域包括支援センターと連携し研修会、連絡会の開催を支援するなど、地域包括支援センターの機能充実に取り組みます。	基幹型地域包括支援センターが中心となって5か所の地域包括支援センター職員に対し、研修会・連絡会を実施するなど連携・機能強化を図った。 引き続き、地域包括支援センター間の連携機能強化を図る。	A (A)	長寿介護課
介護相談員派遣事業	○相談員や事業所との調整を行い、オンライン相談を実施するとともに、施設へ出向いての相談活動の再開に向けて取り組みます。	コロナ禍により、受け入れ事業所の多くがオンライン対応で実施していたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更となって以降、過半数以上の事業所において、対面での訪問受け入れが再開した。引き続き、相談員や事業所との調整をし、施設へ出向いての相談活動の再開に向けて取り組む。	A (A)	長寿介護課
高齢者虐待防止の推進	○地域包括支援センター、介護サービス事業者や警察署、民生委員等と鳴門市版「高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、高齢者虐待の予防、早期発見、早期支援に努めます。	市へは総合相談で4件、通報対応で17件の相談通報があり、基幹型地域包括支援センターをはじめ各地域包括支援センターとも連携して対応した。また、警察署とも密に連携を図ることができた。 引き続き、関係機関と連携し、鳴門市版高齢者虐待対応マニュアルに基づく支援を行う。	A (A)	長寿介護課

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
障がい者が安心して暮らせる環境の整備と支援	<p>○障がい者の創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進のため、地域活動支援センター事業を委託します(3カ所)。また、障がい者の外出支援及び経済的支援として無料バス優待券の交付を実施します。</p> <p>○広報なるとに障がい者への理解促進のための記事を掲載するとともに、市民ギャラリーにて活動紹介等を行います。</p>	<p>地域活動支援センター委託:3カ所 利用者数:105人 無料バス優待券発行(障がい):67件</p> <p>市内小中学校へ障がいのある人を派遣し児童との交流を持つことで障がい者への理解促進啓発を目的とする「障がいに関する理解啓発人材派遣事業」を実施。:1件</p>	A (A)	社会福祉課
地域自立支援協議会構成団体の連携強化	<p>○地域自立支援協議会のサービス調整会議や各専門部会の活動を支援するとともに、全体会を開催し、関係者間の連携を強化します。</p>	<p>地域自立支援協議会全体会(年1回) 障がい者サービス調整会議(年12回) 就労支援部会(研修会 年4回) 子ども支援部会(研修会 年2回/ 事業所若手(3年未満)職員交流会 年1回)</p>	A (A)	社会福祉課
個別ケア会議の開催	<p>○必要に応じて、個別のケア会議を開催します。</p>	<p>各関係機関が開催する個別ケア会議に市職員が出席し、連携強化・情報共有の円滑化を図った。</p>	A (A)	社会福祉課
外国人が安心して暮らせる環境の整備	<p>○鳴門教育大学と連携し、市内在住の外国人を対象とした日本語講座開設等における情報提供などの支援を行います。</p>	<p>鳴門教育大学の学生ボランティアが、市内在住の外国人を対象とした日本語教室を週1回開催しており、参加を希望する外国人への情報提供を行った。</p>	A (A)	文化交流推進課
性的マイノリティへの支援に向けた調査・研究	<p>○昨年新たに開始した、性的マイノリティに関する電話相談及び鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の状況を把握するとともに、「LGBT(Q+)」など性的マイノリティ(性的少数者)の人が抱える相談に対応するため、研修にて適切な支援の在り方について学び、相談員の資質の向上に努めます。</p>	<p>『性の多様性を理解する-LGBTQ+の現状と課題-』と題し、6月に施行されたLGBT理解増進法やLGBTQ+を取り巻く現状と課題についてのセミナーを実施した。</p> <p>また、スーパービジョン研修等で、適切な支援のあり方について学び、相談員の資質向上に努めた。</p>	A (A)	人権推進課

2. 地域福祉の推進と生活支援の充実

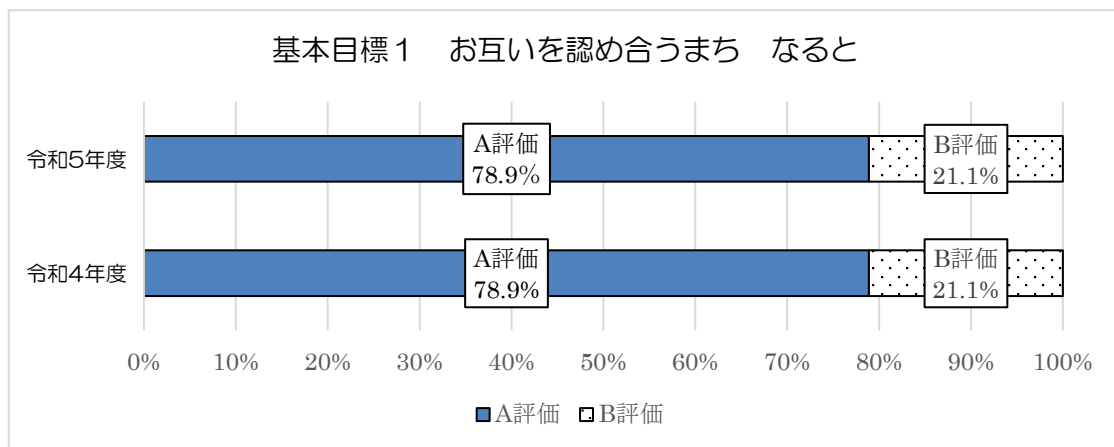
取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
相談支援体制の充実	○地域包括支援センターにおける、高齢者の介護を中心とした医療・保健・福祉等生活全般に関する総合的な相談・支援体制の充実に向け取り組みます。	市内5か所に設置した地域包括支援センターや基幹型地域包括支援センター等と連携し、権利擁護など様々な相談に対応できた。 引き続き、相談・支援支援体制の充実に努める。	A (A)	長寿介護課
	○専門職員を配置している障がい者相談支援事業所を運営している法人に、相談支援事業を委託し、支援機能の強化を図ります。また、本市の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを設置します。	相談支援の充実を図るため、専門的職員を配置している障害者相談支援事業所を運営している法人に、相談支援事業を委託し、支援機能の強化を図った。 令和5年度相談件数・・・8299件 また、本市の相談支援の拠点である基幹相談支援センターを活用し、①総合的・専門的な相談窓口(相談件数3943件)、②地域移行・地域定着の支援、③権利擁護・虐待防止、④地域の相談支援体制の強化、⑤地域自立支援協議会の運営の業務を実施した。	A (A)	社会福祉課
生活上困難に直面する人への支援	○鳴門市生活困窮者自立相談支援センター「よりそい」にて、相談支援員が相談者に寄り添いながら、自立に向けた支援を行います。	「よりそい」に136件の新規相談があり、そのうち10件についてプランを作成し、様々な支援を行った。就労については、プラン作成者以外も含め、10件が就労開始に至った。	A (A)	社会福祉課
ひとり親家庭等への自立支援	○広報や市公式ウェブサイトを活用し、ひとり親家庭等の制度についてより多くの対象者への周知に努めます。手当の新規申請や現況手続きの際には、各家庭の状況を丁寧に聞き取り、高等職業訓練等自立につながる支援事業についてニーズに応じた案内ができるよう努めます。ひとり親医療についても、未申請の方に対し現況等で改めて周知を行います。	広報や公式ウェブサイト等にひとり親家庭への制度について掲載するとともに、新規申請や現況届手続きの際に、聞き取った状況に応じて、必要な支援サービスについて案内を行った。訓練等給付については、支給要件の拡大により、問い合わせや利用者が増え、資格取得後の正規雇用につながっているため、ひとり親家庭の自立の促進に寄与している。	A (A)	子どもいきいき課

取組	令和5年度取組目標	令和5年度の事業実績 次年度に向けての課題	評価 (前年度評価)	担当課
ひとり親家庭等への自立支援	○ひとり親家庭について、選考基準に基づき、市営住宅への入居が図られるよう配慮します。	延べ6部屋の優先公募住宅の募集を行った。申し込みはなかったが、引き続き関係課と連携しながら市営住宅優先入居選考基準に基づいた入居決定を行う。	A (A)	まちづくり課
	○支援が行きわたるよう、奨学金制度の周知に努めます。	奨学金制度についての文書をすべての中学3年生へ送付の上、広報なると、市公式ウェブサイトでの広報を行うなど周知に努め、令和5年度は41人に奨学金を支給した。	A (A)	学校教育課
母子・父子自立支援員による自立支援	○ひとり親家庭等の悩みに応じた相談を受けることで、不安を解消し、自立に向けた取り組みができるように支援していきます。また、就労に役立つための各種講習会等の情報提供、貸付の相談等も受け付けます。	物価高騰の影響で、生活に困窮しているひとり親家庭の相談者が増えているため、相談者が求めている生活に必要な情報・就労に役立つ情報等の提供が行えるよう努めた。今後も引き続き関係機関と協力しながら支援する必要がある。	A (A)	子どもいきいき課
マイノリティ支援に向けた取組の充実	○性的マイノリティ(性的少数者)や在日外国人、アイヌの人々、被差別部落の人々や障がい者等、さまざまな差別により困難な立場におかれている人が、安心して相談できるよう、関係部署や関係機関との連携体制を引き続き確保するとともに、相談員の専門性の向上を図るなど、支援の質を高めるよう努めます。	さまざまな差別により困難な立場におかれている人が、安心して相談できる環境を整えるため、スキルアップのための研修への参加や、学識者(公認心理師)からの助言の授受等により、高度な支援技術の習得や関係機関との連携強化を努めた。 また、性的マイノリティに関する電話相談を毎月第2土曜日を実施し、令和5年度は8件の相談があった。	A (A)	人権推進課

6. 基本目標別評価

基本目標ごとのそれぞれの評価の割合をグラフ化しました。

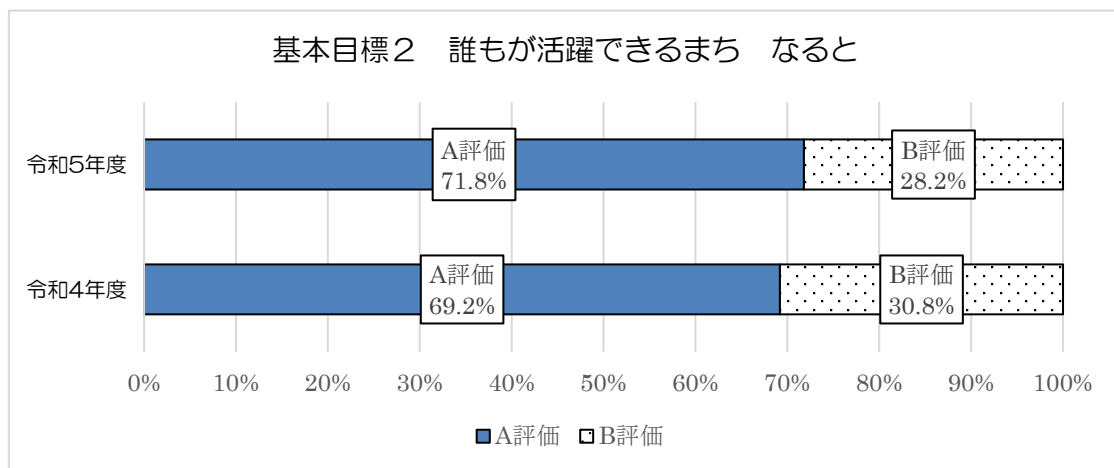
詳細についてはP5～P30をご覧ください。



〔 基本目標1の評価と今後の課題 〕

取組評価については、19事業のうちA評価が15事業、B評価が4事業でおおむね達成されている。

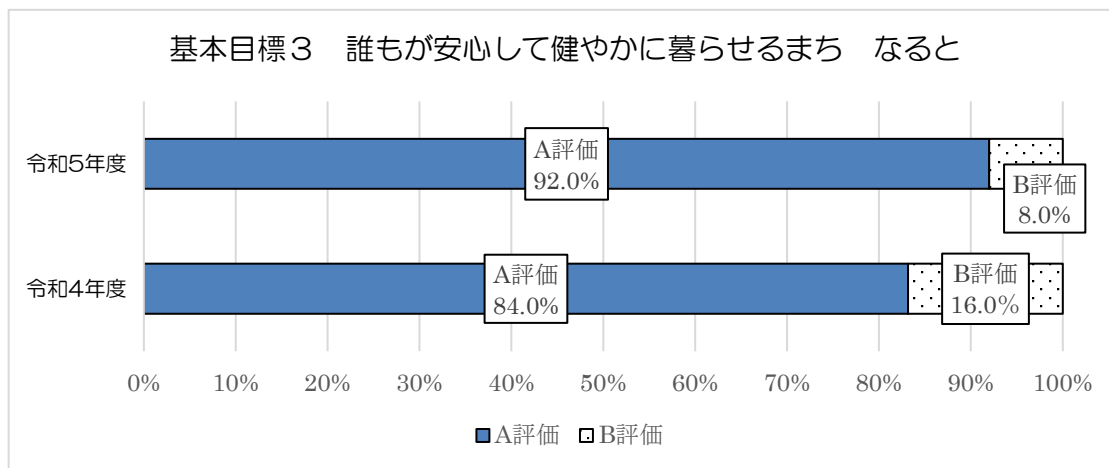
「人権を尊重する意識づくり」及び「マイノリティに関する啓発」については目標を達成できている。今後も人権意識の向上と共に男女共同参画への理解を促す取組を展開していく必要がある。



〔 基本目標2の評価と今後の課題 〕

取組評価については、39事業のうちA評価が28事業、B評価が11事業でおおむね達成されている。

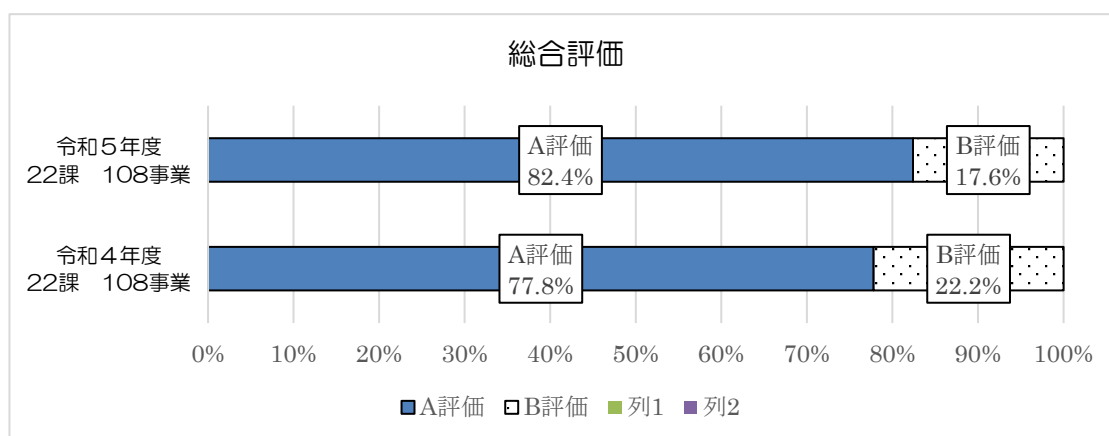
「共に働きやすい職場環境の整備促進」、「仕事と子育て・介護の両立への支援」及び「国際活動における男女共同参画の推進」については目標を達成できている。「女性の人材育成支援」については、各事業とも一定の成果は出ているが、評価は少し低くなっているため、今後目標達成に向けて積極的に女性リーダーの育成等を支援する体制が必要となる。



〔 基本目標3の評価と今後の課題 〕

取組評価については、50事業のうちA評価が46事業、B評価が4事業でおおむね達成されている。

前年度よりA評価が増加しており、「ライフステージに応じた健康づくりへの支援」、「心の健康づくりの推進」及び「基本施策9 誰もが安心できるまちづくり」については目標を達成できている。引き続きDV防止や様々なハラスメントに関する理解促進を図るため、啓発活動の実施に努める。



〔 総合評価と今後の課題 〕

取組評価については、108事業のうちA評価が89事業、B評価が19事業となり、おおむね成果を上げることができた。

A評価が増加した要因としては、新型コロナウイルス感染症の位置づけが変わったことによりさまざまな事業が実施されたこと、また各所属において課題の解決に向けて事業を展開していることが考えられる。しかし、「基本施策3 女性が活躍できる基盤づくり」については他の基本施策と比べ達成度が低くなっていることから、女性の人材育成支援に関する各事業の課題を把握して改善に向けての取り組みを検討する必要がある。

7. 数値目標の実績

No.	評価項目	計画策定時 (令和2年度)	現状値 (令和6年4月調査時)	目標値 (令和7年度)	担当課
1	審議会等における女性委員の割合	27.9%	33.7%	40.0%	全部局
2	市職員の女性管理職の割合	28.7%	29.7%	30.0%	人事課
3	鳴門市女性人材バンク登録者数(累計)	11名	22名	30名	人権推進課
4	農業における家族経営協定の締結数(累計)	145戸	158戸	155戸	農林水産課
5	市男性職員の育児休業取得率	25.0%	54.5%	30.0%	人事課
6	ファミリー・サポート・センターを知っている市民の割合	69.5%	72.1% (R5 ニーズ調査)	70.0%	子育て支援課
7	市職員の年次有給休暇平均取得日数	9.7日	11.5日	12日	人事課
8	防災会議の女性委員の割合	4.9%	23.8%	増やす	危機管理局
9	DV等啓発事業協力事業者数(累計)	52事業所	65事業所	75事業所	人権推進課
10	特定健康診査の受診率(40歳~74歳の国保加入者)	32.2%	38.2%	60.0%	保険課
11	がん検診(胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん)受診率の平均値	4.6%	4.7%	5.0%	健康増進課
12	普段の生活で介護・介助は必要ない市民の割合	84.1%	83.6% (R4 ニーズ調査)	現状維持	長寿介護課
13	子育てに楽しみや喜びを感じることが多い保護者の割合	55.7%	59.7% (R5 ニーズ調査)	60.0%	子育て支援課

8. 女性の登用状況

I. 審議会等における女性委員登用率調査結果

(1) 鳴門市の審議会等における女性委員の登用状況

2024年（令和6年）4月1日現在

目標登用率 令和7年度までに **40%**

☆鳴門市が所管する審議会等

	R5. 4. 1	R6. 4. 1
審議会等数	43	46
うち女性委員がいる審議会等数	38	44
総委員数	739人	792人
うち女性委員数	234人	267人
女性委員比率	31.7%	33.7%

☆地方自治法第202条の3に該当する審議会等

	R5. 4. 1	R6. 4. 1
審議会等数	33	34
うち女性委員がいる審議会等数	28	32
総委員数	565人	576人
うち女性委員数	171人	192人
女性委員比率	30.3%	33.3%

地方自治法第202条の3

普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査を行う機関とする。

(2) 審議会等への女性の選任状況一覧

① 地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等

No.	審議会等の名称	設置根拠	R5年4月1日現在	R6年4月1日現在	担当課
			女性委員の割合 (%)	女性委員の割合 (%)	
1	鳴門市防災会議	災害対策基本法第十六条	21.4%	23.8%	危機管理局
2	民生委員推薦会	民生委員法第八条	28.6%	38.5%	社会福祉課
3	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条	23.1%	26.9%	保険課
4	鳴門市介護認定審査会	介護保険法第十四条	39.4%	36.4%	長寿介護課
5	鳴門市環境審議会	環境基本法第四十四条	50.0%	20.0%	環境政策課
6	鳴門市廃棄物減量等推進審議会	鳴門市附属機関設置条例	38.5%	38.5%	環境政策課
7	鳴門市交通安全対策会議	鳴門市附属機関設置条例	0.0%	5.3%	市民協働推進課
8	鳴門市児童福祉審議会	鳴門市附属機関設置条例	47.1%	64.7%	子育て支援課
9	鳴門市公民館運営審議会	社会教育法第二十九条	36.0%	36.3%	総合教育 人権課
10	鳴門市社会教育委員会	鳴門市社会教育委員条例	38.5%	69.2%	総合教育 人権課
	鳴門市スポーツ推進審議会	鳴門市附属機関設置条例	4月1日現在 委員委嘱なし	4月1日現在 委員委嘱なし	スポーツ課
11	鳴門市図書館協議会	図書館法第十四条	60.0%	50.0%	総合教育人権課 (図書館)
12	鳴門市文化財保護審議会	文化財保護法第九十条	0.0%	0.0%	文化交流 推進課
13	鳴門市都市計画審議会	都市計画審議会条例	21.4%	7.1%	まちづくり課
14	鳴門市国民保護協議会	国民保護法第四十条	21.4%	23.8%	危機管理局
15	鳴門市障害支援区分認定審査会	障害者総合支援法第15条	30.0%	30.0%	社会福祉課
16	鳴門市・リューネブルク市姉妹都市運営委員会	鳴門市・リューネブルク市姉妹都市条例	33.3%	33.3%	文化交流 推進課
	鳴門市隣保館運営審議会	鳴門市隣保館条例	4月1日現在 委員委嘱なし	4月1日現在 委員委嘱なし	人権推進課 (人権福祉センター)
17	鳴門市青少年会館運営委員会	鳴門市青少年会館条例	33.3%	18.8%	総合教育 人権課

No.	審議会等の名称	設置根拠	R5年4月1日現在	R6年4月1日現在	担当課
			女性委員の割合 (%)	女性委員の割合 (%)	
18	鳴門市情報公開・個人情報保護審査会	鳴門市情報公開・個人情報保護審査会条例	40.0%	40.0%	総務課
19	鳴門市総合計画審議会	鳴門市附属機関設置条例	31.0%	31.0%	戦略企画課
20	鳴門市奨学生審査委員会	鳴門市奨学金支給条例	18.2%	27.3%	学校教育課
21	鳴門市青少年センター運営協議会	鳴門市青少年センター設置条例	0.0%	22.2%	総合教育人権課 (教育支援室)
22	鳴門モーターボート競走場営業審査委員会	鳴門市附属機関設置条例	25.0%	33.3%	ボートレース事業課
23	鳴門市公務災害補償等認定委員会	鳴門市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例	0.0%	0.0%	人事課
24	鳴門市人権施策推進審議会	鳴門市人権条例	28.6%	57.1%	人権推進課
25	鳴門市職員倫理審査会	鳴門市の公務員倫理に関する条例	33.3%	33.3%	人事課
26	鳴門市地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営委員会	鳴門市附属機関設置条例	36.4%	40.0%	長寿介護課
27	鳴門市予防接種健康被害調査委員会	鳴門市附属機関設置条例	40.0%	60.0%	健康増進課
28	鳴門市老人ホーム等入所判定委員会	鳴門市附属機関設置条例	33.3%	50.0%	長寿介護課
29	鳴門市教育支援委員会	鳴門市附属機関設置条例	33.3%	33.3%	学校教育課
30	鳴門市水道事業審議会	鳴門市附属機関設置条例	40.0%	42.9%	水道企画課
31	鳴門市特定空家等対策審議会	鳴門市附属機関設置条例	0.0%	14.3%	まちづくり課
32	鳴門市いじめ問題等対策委員会	鳴門市附属機関設置条例	16.7%	33.3%	総合教育人権課 (教育支援室)
	鳴門市農業委員会委員候補者評価委員会	鳴門市附属機関設置条例	4月1日現在 委員委嘱なし	4月1日現在 委員委嘱なし	農林水産課
33	鳴門市男女共同参画推進審議会	鳴門市男女共同参画推進条例	60.0%	60.0%	人権推進課
34	鳴門市地域福祉計画審議会	鳴門市附属機関設置条例	—	43.8%	社会福祉課
第202条の3に基づく審議会 (%)			30.3%	33.3%	

②地方自治法第 202 条の 3 以外に基づく審議会等

No.	審議会等の名称	設置根拠	R5年4月1日現在	R6年4月1日現在	担当課
			女性委員の割合 (%)	女性委員の割合 (%)	
1	鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む協議会	鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む協議会設置要綱	36.8%	47.4%	健康増進課
2	鳴門市明るい選挙推進協議会	鳴門市明るい選挙推進協議会規約	73.3%	73.7%	選挙管理委員会事務局
3	鳴門市視聴覚ライブラリー運営委員会	鳴門市視聴覚ライブラリー設置規則	37.5%	25.0%	総合教育人権課(教育支援室)
4	鳴門市農業振興地域整備促進協議会	鳴門市農業振興地域整備促進協議会規約	14.3%	7.1%	農林水産課
5	鳴門市経営生産対策推進会議	経営対策体制整備推進事業実施要綱	14.3%	6.7%	農林水産課
	共同調理場運営委員会	鳴門市学校給食共同調理場条例施行規則	4月1日現在委員委嘱なし	4月1日現在委員委嘱なし	教育総務課(鳴門市学校給食センター)
6	鳴門市スポーツ推進委員会	鳴門市スポーツ推進委員に関する規則	44.0%	40.0%	スポーツ課
7	鳴門パートナーシップDV対策会議	鳴門パートナーシップDV対策会議設置要綱	56.3%	50.0%	人権推進課
8	鳴門市要保護児童対策地域協議会	鳴門市要保護児童対策地域協議会運営要綱	29.4%	32.4%	こども家庭センター
9	鳴門市子育て世代包括支援推進協議会	鳴門市子育て世代包括支援推進協議会設置要綱	43.8%	46.7%	こども家庭センター
10	鳴門市観光振興計画策定懇話会	鳴門市観光振興計画策定懇話会設置要綱	—	35.3%	観光振興課
11	鳴門市地域公共交通会議	鳴門市地域公共交通会議設置要綱	—	18.8%	戦略企画課(地域交通推進室)
12	鳴門市地域公共交通活性化協議会	鳴門市地域公共交通活性化協議会設置要綱	—	16.7%	戦略企画課(地域交通推進室)
第202条の3以外に基づく審議会 (%)			36.2%	34.7%	
①+② 計 (%)			31.7%	33.7%	

II. 地方自治法第180条の5に基づく委員会等における女性委員の登用状況

地方自治法第180条の5

執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会は次のとおりである。

1. 教育委員会 2. 選挙管理委員会 3. 人事委員会または公平委員会
4. 監査委員 5. 農業委員会 6. 固定資産評価審査委員会

2024年（令和6年）4月1日現在

No.	委員会等	委員総数 [人]	うち女性 委員数 [人]	女性委員割合 [%]	担当課
1	教育委員会	4	1	25.0%	教育総務課
2	選挙管理委員会	4	1	25.0%	選挙管理委員会事務局
3	公平委員会	3	1	33.3%	総務課
4	監査委員	2	0	0.0%	監査委員事務局
5	農業委員会	20	5	25.0%	農林水産課
6	固定資産評価審査委員会	6	2	33.3%	総務課
	計	39	10	25.6%	

（令和5年度の女性委員割合 28.6%）

III. 鳴門市職員役職別女性登用状況

2024年（令和6年）4月1日現在

*管理職総数 [人]	女性職員 [人]	女性比率 [%]
182	54	29.7%

*管理職…副課長級以上

（令和5年度の女性比率 29.0%）

階級別内訳

階級	職員数 [人]	女性職員 [人]	女性比率 [%]
部長級	21	2	9.5%
課長級	59	15	25.4%
副課長級	102	37	36.3%
係長級	177	65	36.7%
一般職員	196	103	52.6%
計	555	222	40.0%

9. 総括

本書では各課における令和5年度の事業評価について、担当業務における男女共同参画の推進状況について検証したものを各基本目標別評価として統計化しました。その結果、計画どおり達成できた事業が全体の82.4%、ほぼ計画どおり達成できた事業が17.6%となっており、前年度と比較すると計画どおり達成できた事業が4.6ポイント上昇しました。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが令和5年5月8日から「5類感染症」に変更され事業活動の正常化が進みつつある中、本市では男女共同参画社会の実現に向け、全庁を挙げて着実にあゆみを進めてきたと言えます。

また、本市の審議会等における女性委員登用率は昨年度より2ポイント上昇し、33.7%になりました。第2次計画の初年度である平成23年度の25.1%からは8.6ポイントも上昇しましたが、令和7年度までの目標値である40%までには依然届いていない状況であり、今後の課題となっています。

令和3年3月に策定された「第3次鳴門市男女行動計画（以下「第3次計画」といいます。）」では、第2次計画で見えてきた継続的な課題や新たな課題を踏まえ、改めて「共に認め合い 支え合う 誰もが笑顔で輝けるまち なる」とを基本理念として掲げています。この基本理念の実現に向けて、国、県の動きや本市における社会的背景の変化や新たな課題を踏まえ、大きく3つの基本目標に基づき、9つの基本施策を設定しています。この9つの施策の中で、これまで実行してきた事業に対して現状に応じた見直しや新たな事業の追加など環境の変化に対応した個別の取組を推進します。

令和5年度は第3次計画の中間年となりましたが、日本における令和5年の高齢化率（65歳以上の高齢者の割合）は29.1%で過去最高、出生数は約73万人で過去最低記録となるなど少子高齢化が急速に進み、人口減少社会を迎える中、豊かな市民生活や地域社会の持続的な発展のためには、多様な価値観を尊重し合い、すべての人の個性と能力が発揮される男女共同参画社会の実現が不可欠です。

技術革新等による社会状況の変化、新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらした生活や働き方への影響など、男女共同参画を取り巻く社会情勢は、激動と不確実性の時代を迎えています。

本市は、活力ある男女共同参画社会の実現をめざして、市民や事業者、教育関係者、市民団体等多様な主体と協働し、地域の特性を踏まえた実効性ある施策を推進していきます。

今後とも、男女共同参画社会の実現に向け、市民一人ひとりが意識改革を進め、本行動計画に基づく様々な取組について一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。